［商 品 概 要 説 明 書］

令和６年６月１日現在

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>新教育カードローン（ＷＥＢ完結型新教育カードローン）</td></tr>
<tr><td>２．ご利用いただける方</td><td>次の要件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
・申込時年齢 満 20 歳以上の方
・安定継続した収入がある方
・子弟等が学校等に就学中または就学予定の方
※ＷＥＢ完結型新教育カードローンは日本国籍を有する方に限ります。

【学校等の例】
大学院（法科大学院含む）、大学、短期大学、専修大学、各種学校（予備校、専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等</td></tr>
<tr><td>３．お使いみち</td><td>・子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
【対象となるお使いみの例】
①就学する学校等への納付金（寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む）
②就学にかかる付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金、礼金、家賃）交通費、入学・卒業に伴う引越費用等）など
③①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</td></tr>
<tr><td>４．ご融資方法</td><td>・当座貸越</td></tr>
<tr><td>５．ご契約極度額</td><td>・50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位）</td></tr>
<tr><td>６．ご契約期間</td><td>・14 年 9 ヶ月以内（1 年ごとの更新）
※医学部・薬学部等在学期間が 4 年を超える場合は、16 年 9 ヶ月以内
※子弟等が進学する際は、ご融資期間の延長が可能

【貸越利用期間】
上記ご契約期間の内、4 年 9 ヶ月以内、かつ入試合格・入学予定校決定時（入学の 9 ヶ月以内）から卒業予定月の約定返済日（10 日）まで貸越（お借入れ）が可能です。
※医学部・薬学部等 6 年制大学については 6 年 9 ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>７．ご融資利率</td><td>・変動金利
※当金庫所定の利率を適用させていただきます。</td></tr>
<tr><td>８．ご返済方法</td><td>・貸越利用期間中は、元金返済据置となります。（毎月利払いのみ）
・貸越利用期限（卒業）後は下表のように極度スライド返済となります。
<table>
<tr><td>極度額</td><td>定例元金返済額</td><td>極度額</td><td>定例元金返済額</td></tr>
<tr><td>50 万円以下</td><td>6,000 円</td><td>300 万円以下</td><td>26,000 円</td></tr>
<tr><td>100 万円以下</td><td>10,000 円</td><td>350 万円以下</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td>150 万円以下</td><td>14,000 円</td><td>400 万円以下</td><td>34,000 円</td></tr>
<tr><td>200 万円以下</td><td>18,000 円</td><td>450 万円以下</td><td>38,000 円</td></tr>
<tr><td>250 万円以下</td><td>22,000 円</td><td>500 万円以下</td><td>42,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

９．ご利用方法	・当金庫の本支店及び他の信用金庫、銀行、信用組合、農業協同組合、労働金庫、郵便局等、提携金融機関のＡＴＭ（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。
10．保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
11．担保・保証人	・必要ありません。
12．手数料・保証料	・申込みにかかる手数料は不要です。 ・保証料はご融資利率に含まれております。
13．苦情処理措置 紛争解決措置	［苦情処理措置］ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。 ［紛争解決措置］ 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00） 利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825　9:00～17:00）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。
14．その他	・現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル(0120-330-111)までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。